

国民生活センターの在り方等に関する検討会運営要領（案）

1. 検討会

- (1) 座長は、検討会を招集し、検討会の事務を掌理する。
- (2) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2. 議事

- (1) 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- (2) 検討会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

3. 議事の公開

会議は、原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4. 会議資料

会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

なお、委員から文書にて意見が提出された場合、座長が検討会の審議にあたって必要と認めたものは、検討会にて配布する。

5. 議事要旨

発言者名を記載した議事要旨を、会議において公開した会議資料とともに、会議終了後速やかに公表する。

以上